

地域における若者自立支援ネットワーク

社会労働課 松井 祐次郎

目 次

はじめに

I 子ども・若者育成支援推進法の概要

- 1 目的と理念
- 2 国と地方公共団体の実施体制
- 3 支援ネットワーク

II 訪問先の概要

- 1 厚生労働省長崎労働局職業安定部職業安定課
- 2 長崎県産業労働部雇用労政課
- 3 フレッシュワーク長崎
- 4 長崎若者サポートステーション

III 地域における若者自立支援の実情

- 1 金融危機後の雇用情勢と新規学卒者就職支援
- 2 年長フリーターなどの就職支援
- 3 若年無業者支援

IV 支援機関の連携

- 1 若者自立支援民間ネットワーク
- 2 学校との連携

V 人材の育成

- 1 ユースワーカー養成
- 2 緊急雇用対策を活用した人材養成

おわりに

I 子ども・若者育成支援推進法の概要

はじめに

平成21年7月、子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）が成立し、平成22年4月1日から施行された。この法律は、ニート、ひきこもり、不登校等子どもや若者の抱える問題の深刻化を受け、教育、福祉、医療や雇用など、子ども・若者に関わる様々な分野の支援機関による地域におけるネットワークの形成を推進することで、総合的な支援を提供しようとするものである。

この法律では、子ども・若者支援ネットワークの形成は、地方公共団体の努力義務として規定されており、地方公共団体の主体的な取り組みに委ねられている。地方公共団体にとっては、この法律をどのように活用して、効果的な支援体制の整備に結び付けるかが課題である。

既に、この法律に先駆けて、厚生労働省の地域若者サポートステーション事業等を通じ、若者自立支援ネットワークの構築に積極的に取り組んでいる地域もある。内閣府は、そうした先進的な取り組みを活かして、この法律に基づくネットワークの構築を進めている。また、若者自立支援の現場では、この法律を活用して既存の取り組みを強化しようとしている。

筆者は、昨年（平成21年）10月21日から23日にかけて、長崎県の若者自立支援関係諸機関を訪問し、先進事例について現地調査を行う機会を得た。本稿では、法律の概要について述べた後、若者自立支援の実情、関係諸機関の連携、特に学校と若者自立支援機関との連携、および若者自立支援ネットワークに携わる人材の育成について、現状と課題を整理し、今後の若者自立支援施策のあり方を検討する一助としたい。

この法律は、政府が提出した「青少年総合対策推進法案」(第171回国会閣法第48号、以下「政府案」という)が衆議院で修正され、「子ども・若者育成支援推進法」として、成立したものである。法案の政府提出に至る経緯や内容については、別稿⁽¹⁾を参照されたい。ここでは、若者自立支援ネットワークの理解に資するため、法律の概要を紹介する。

1 目的と理念

この法律は、他の関係法律による施策と相まって、総合的な子ども・若者育成支援施策を推進することを目的とし（第1条）、子ども・若者育成支援の理念を定める（第2条）など、子ども・若者育成支援の基本法的性格を持っている。政府案の「青少年」に代え「子ども・若者」という用語を採用したのは、乳幼児から30代までを広く対象とすることを明確に示すためである⁽²⁾。

子ども・若者育成支援施策は、国・地方公共団体の機関相互の密接な連携と、民間の団体及び国民一般の理解と協力の下に、関係分野の総合的な取り組みとして行われなければならない（第7条）。

2 国と地方公共団体の実施体制

国における実施体制として、内閣府に置かれた内閣総理大臣を本部長とする「子ども・若者育成支援施策推進本部」（第4章）は、「子ども・若者育成支援施策推進大綱」を作成しなければならない（第8条）。都道府県と市町村の努力義務として、子ども・若者育成支援施策推進大綱を勘案して、「都道府県（市町村）子ども・

(1) 松井祐次郎「ユースワークと若者自立支援—青少年総合対策推進法案と今後の課題—」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』642号、2009.4.23, pp.1-3.

(2) 第171回国会衆議院青少年問題に関する特別委員会議録第7号 平成21年6月18日 pp.2-3. 井澤京子衆議院議員の質疑に対する江崎洋一郎衆議院議員の答弁；同参議院内閣委員会議録第11号 平成21年6月30日 p.14. 山谷えり子参議院議員の質疑に対する江崎洋一郎衆議院議員の答弁。「青少年」という用語は他の諸法令で様々な定義されているが、18歳以上の若者を含まないことが多い。

若者計画」を作成することが定められている(第9条)。また、地方公共団体の努力義務として、子ども・若者育成支援に関するワンストップ相談窓口となる「子ども・若者総合相談センター」を設けることが定められている(第13条)。

3 支援ネットワーク

(1) ネットワークの構築

困難を抱える子どもや若者の支援⁽³⁾にあたって、国及び地方公共団体の機関だけではなく、関連する分野⁽⁴⁾で活動するNPOなどの民間団体や学識経験者などが、地域において「子ども・若者支援地域協議会」(第19条)と称するネットワークを構成し、情報交換や協議を行い、協力して総合的な支援を提供することが、この法律に定められている(第3章)。協議会を設置した地方公共団体は、この協議会の連絡調整等を行う機関(表1)を指定することができる。

(2) 秘密保持義務

子ども・若者支援地域協議会を構成する関係機関の職員等は、事務を行うにあたり、支援対象者の個人情報に触れることから⁽⁵⁾、協議会の事務に関して知り得た秘密を保持する義務を課される(第24条)。これに違反した場合は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金⁽⁶⁾に処される(第34条)。

II 訪問先の概要

現地調査で訪問した各機関の概要は次のとおりである。

1 厚生労働省長崎労働局職業安定部職業安定課

厚生労働省の出先機関として、職業安定所(ハローワーク)や労働基準監督署を管轄する長崎労働局は、長崎県と連携し、長崎県域における雇用・労働行政を主導している。そのうち職業安定部職業安定課は、ハローワークなどを管轄し、主に就労支援の面から、若者自立支援に携

表1 子ども・若者支援地域協議会の中核を担う機関

機関の名称	指定対象の組織・団体	役割
子ども・若者支援調整機関(第21条)	協議会の構成機関のうち1機関・団体。地方公共団体の担当部局等の公的機関が主として想定されている。民間団体に業務を委託することも可能。	協議会に関する事務を総括するとともに、関係機関が行う支援の状況を把握し、必要に応じて他の機関が行う支援を組み合わせるなど、相互の連絡調整(事務局機能)。
子ども・若者指定支援機関(第22条)	協議会の構成機関のうち1団体。特定非営利活動法人などの民間団体。	コミュニケーション能力向上の支援や訪問支援の実施など、実績のある民間団体が、調整機関と連携し協議会全体の支援状況を把握しながら、必要に応じて自ら支援を行うことで、協議会による支援を主導的に実施していく。

(出典) 第171回国会衆議院会議録第7号 平成21年6月18日; 同参議院内閣委員会会議録第11号 平成21年6月30日; 子ども・若者育成支援推進法の条文を参照して筆者作成。

(3) 政府案では、労働年齢である15歳以上の若者に対する「自立支援」が規定されていた(第15条)が、乳幼児から30代までを広く対象とする「育成支援」に修正された。経済的自立になじまない低年齢の子どもを支援対象とすること、また、自助・自立という言葉が、特にひきこもり状態にある子ども・若者に精神的なプレッシャーを与え、逆効果になる可能性が指摘されていることから、政府案の「自助」1か所、「自立」7か所のうち6か所が削られた。基本理念に「自立した個人としての自己を確立し」(第2条)という表現が残されており、自立という概念が否定されたわけではない。

(4) 関連分野として、「教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用」が例示されている(第15条)。

(5) 内閣府「青少年自立支援地域協議会の事務に従事する者又は事務に従事していた者の秘密保持義務の新設に係る規制の事前評価」2009.3. <<http://www8.cao.go.jp/hyouka/h20hyouka/h20jizen/seishonen/hontai.pdf>>

(6) この罰則は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)の守秘義務(第34条)違反の罰則「1年以下の懲役又は3万円以下の罰金」(第60条)より重く、国家公務員法(昭和22年法律第120号)の守秘義務(第100条)違反の罰則(第109条)と同等である。

わっている。

2 長崎県産業労働部雇用労政課

長崎労働局と連携し、就労支援の面からの若者自立支援に取り組んでいるのが、長崎県産業労働部雇用労政課である。県が設置したフレッシュワーク長崎や長崎若者サポートステーションなどの若者支援施設を担当し、新卒就職支援やフリーター支援などに取り組んでいる。また、「長崎若者サポートステーション連携会議」(IV 1 参照)の事務局を務めるなど、就労支援にとどまらない総合的な支援の中心的な役割も果たしている。

3 フレッシュワーク長崎

平成 15 年 6 月に政府が策定した「若者自立・挑戦プラン」に基づき、平成 16 年度以降、フリーター等若年者の就職支援を行うワンストップサービスセンターとして、「ジョブカフェ」が全国に設置された。長崎県は「フレッシュワーク」という若者向け就職支援施設を県内 4 か所(長崎市、佐世保市、五島市、大村市)に設置し、ジョブカフェ事業を行っている。筆者が訪問したのは、このうち長崎市内に設置されている「フレッシュワーク長崎」である。

4 長崎若者サポートステーション

「若者自立・挑戦プラン」を強化するために平成 16 年 12 月に策定され、平成 17 年 10 月に改定された「若者自立・挑戦のためのアクションプラン」に基づき、「地域若者サポートステーション」が、平成 19 年度から全国に本格展開されている。地域若者サポートステーションは、若者の置かれた状況に応じた専門的な相談を行うとともに、地域の若者支援機関のネットワー

クを構築し、その中核として各機関のサービスが効果的に受けられるようにすることを目的とした施設である⁽⁷⁾。

長崎県内にも、2 か所(長崎市、佐世保市)の地域若者サポートステーションが設置され、一般社団法人若者自立支援長崎ネットワークが運営を受託している。筆者が訪問したのは、このうち長崎市に設置されている「長崎若者サポートステーション」である。

III 地域における若者自立支援の実情

以下、各訪問先での調査の結果を踏まえ、最新データや調査の過程で入手した資料等に基づく情報を加え、地域における若者自立支援の実情を述べる。

1 金融危機後の雇用情勢と新規学卒者就職支援

(1) 長崎県の若年雇用情勢

新卒一括採用システムによる既卒者差別が定着し、容認されている⁽⁸⁾現状では、新規学卒時に就職の機会を逸すると、卒業後に正規の職に就くことは困難である。そうなると、アルバイトや派遣労働に就くか、さもなければ就業をあきらめるしか道が無い。こうした状況が一因となり、近年、フリーターや若年無業者が増加した。これらの若者への支援が急がれており、特に、平成 11 年をピークとする就職氷河期に就職できないまま 30 歳代を迎えた年長フリーター等への支援が喫緊の課題となっている⁽⁹⁾。

平成 20 年秋のリーマンショックに端を発する金融危機後の不況によって、再び就職氷河期を迎えている現在⁽¹⁰⁾、ニート・フリーターを生み出さないという観点から、新規学卒者の就

(7) 松井祐次郎「若年者の就業支援—EU、ドイツ、イギリスおよび日本の職業教育訓練を中心に—」『青少年をめぐる諸問題 総合調査報告書』(調査資料 2008-4) 国立国会図書館調査及び立法考査局, 2009, pp.184-187. 参照。

(8) 平成 19 年の雇用対策法改正(平成 19 年法律第 79 号、平成 19 年 10 月 1 日施行)によって、雇用における年齢差別は原則禁止された(第 10 条)が、長期雇用慣行を尊重する必要性から新卒一括採用については例外として認められている(雇用対策法施行規則 第 1 条の 3 第 1 項第 3 号イ)。

(9) 若年層における非正規労働者の増加について、松井 前掲注(7), pp.167-171. 参照。

職支援は、若者自立支援施策において重要な位置を占めている。

筆者が現地調査した長崎県も不況の影響を受けてはいるが、都道府県別の有効求人倍率(表2)、完全失業率(表3)をみると、いずれも数値は悪化しているものの、都道府県別順位は改善しており、他の都道府県との比較では影響が少なかった方である。背景には、長崎県は製造業の割合が小さいことがある。表4により機械を除く製造業についてみると、全国では有業者全体の10.7%を占めるのに対し、長崎県では

6.5%であり、福岡県、愛知県および東京都の3都県を下回っている。

この3都県は、長崎県からの主な人口流出先⁽¹¹⁾である。ただし、長崎県は造船業が基幹産業であるため、製造業のうち機械についてみると、全国の6.9%や自動車産業が盛んな愛知県の12.5%は下回るものの、5.0%と福岡県と東京都を上回っている。造船業も新規受注は減少したが、受注から納品まで数年かかるため、直ちに仕事量が大幅に減少するわけではない⁽¹²⁾。

他の産業では、農林水産業、建設業の割合

表2 有効求人倍率の推移

	平成17年平均		平成18年平均		平成19年平均		平成20年平均		平成21年平均	
長崎県	0.58	41位	0.60	43位	0.62	41位	0.57	40位	0.41	32位
福岡県	0.77	35位	0.85	33位	0.85	34位	0.63	36位	0.42	31位
愛知県	1.67	1位	1.85	1位	1.95	1位	1.61	1位	0.55	12位
東京都	1.38	3位	1.58	2位	1.38	7位	1.25	3位	0.67	2位

(注) 各年左列は都道府県別有効求人倍率、右列は全都道府県順位(降順)
(出典) 厚生労働省「職業安定業務統計(一般職業紹介状況)」各年を基に筆者作成。

表3 完全失業率の推移

	平成17年平均		平成18年平均		平成19年平均		平成20年平均		平成21年平均	
長崎県	4.6%	35位	4.4%	34位	3.8%	30位	3.9%	29位	4.5%	20位
福岡県	5.9%	44位	5.6%	44位	5.0%	43位	4.9%	41位	5.6%	41位
愛知県	3.4%	9位	2.8%	5位	2.7%	7位	2.9%	2位	4.5%	21位
東京都	4.7%	38位	4.2%	32位	3.8%	31位	3.8%	28位	4.7%	29位

(注) 各年左列は完全失業率の都道府県別結果(モデル推計値)、右列は全都道府県順位(昇順)
(出典) 総務省統計局「労働力調査(基本集計)」各年<<http://www.stat.go.jp/data/roudou/pref/index.htm>>を基に筆者作成。

表4 主な産業別有業者比率(平成19年)

	農林業	漁業	建設業	機械	製造業	卸小売	宿泊業	医療福祉	金融保険	サービス業
長崎県	6.7%	2.2%	10.0%	5.0%	6.5%	17.3%	1.3%	13.6%	2.3%	33.6%
福岡県	3.4%	0.4%	8.6%	3.8%	8.5%	19.8%	0.6%	11.3%	2.6%	37.7%
愛知県	2.3%	0.1%	7.7%	12.5%	13.7%	17.0%	0.5%	7.7%	1.9%	33.4%
東京都	0.5%	0.0%	6.3%	4.2%	7.3%	17.3%	0.5%	7.1%	4.0%	47.2%
全国	3.8%	0.3%	8.3%	6.9%	10.7%	17.4%	0.9%	9.0%	2.6%	36.6%

(注) 都県別の有業者総数に占める当該都県における各産業の有業者数の比率である。製造業は機械を除く。この表における「サービス業」は、第3次産業の合計から第3次産業のうちこの表の他に分類されている産業を除いたもの。
(出典) 総務省統計局『就業構造基本調査報告 平成19年 地域別主要結果編』2009, pp.170-173。

- (10) 平成22年3月大学卒業予定者の平成22年2月現在の就職内定率は80.0%と過去最低を記録している。厚生労働省「平成21年度大学等卒業予定者の就職内定状況調査(平成22年2月1日現在)について」2010.3.12.
<<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000004sab-att/2r98520000004seu.pdf>>
- (11) 平成20年の長崎県からの転出者数から同県への転入者数を差し引いた転出超過数が多い転出先の上位3都県。総務省統計局『住民基本台帳人口移動報告年報』平成20年, 2009.7; 平成21年3月高校卒業者の県外就職先の上位3都県も同じである。厚生労働省長崎労働局『労働市場統計年報』平成20年度, p.53.
<http://www.nagasaki.plb.go.jp/lib/tokei/201003/rodo20_3.pdf>
- (12) 相馬和夫「三菱重工業(株)長崎造船所の事業活動について」『ながさき経済』602号, 2009.12, p.2.

が他県よりも大きく、宿泊業など観光関連や医療・福祉を除くと、第3次産業（サービス業）の割合は小さい。全体に若年層の雇用の受け皿が少なく、新規学卒者の県内就職率（表5）をみると、半数以上の卒業生が県外で就職をしている状況である。長崎県は都道府県間人口移動が昭和29年以降一貫して転出超過で、全国的にも高い転出超過率で推移しており⁽¹³⁾、この長期傾向は現在も続いている（表6）。この背景には雇用機会の伸びが相対的に小さかったことがある⁽¹⁴⁾。

長崎県の合計特殊出生率は全国でも10位に入るほど高い（表7）が、せっかく大事に産み育てた若者の多くが、学校卒業と共に県外へ流出してしまっている。県内に残る若者が少な

ければ、産業が育ちにくく、産業が育たなければ、若者の雇用の受け皿が創れず県内に残すことができない、というジレンマを抱えている。就職希望者への県内就職支援と県内の産業育成による雇用創出の両面での対策が求められる。

(2) 就職希望者に対する就職支援

長崎県の高校生に対する調査⁽¹⁵⁾をみると、過半数が県内での就職を希望しており、県外就職希望者も55.8%が将来（1～5年後、もしくは5～10年後）は長崎県に帰ってきたい、45.8%が希望する仕事があれば県内に残りたいと回答している。長崎の若者の地元志向は強い。

そこで、長崎県は、他県と同様、経営者団体や教育委員会などと連携し、県内企業の合同就

表5 新規学卒者の県内就職率の推移

	平成17年3月卒	平成18年3月卒	平成19年3月卒	平成20年3月卒	平成21年3月卒	平成22年3月卒
県内就職率	49.3%	47.6%	45.9%	47.9%	47.8%	53.2%
県外就職率	50.7%	52.4%	54.1%	52.1%	52.2%	46.8%

(注) 各年6月末現在。ただし、平成22年3月卒は、卒業予定者の2月末現在の就職内定状況。

(出典) 厚生労働省長崎労働局『労働市場統計年報』各年度；厚生労働省長崎労働局「新規学校卒業生の職業紹介状況（平成22年2月末現在）」〈<http://www.nagasaki.plb.go.jp/topic/monthly/topic118.html>〉を基に厚生労働省長崎労働局へ問い合わせた筆者作成。

表6 転入超過数（都県内への転入－都県外への転出）の推移

	平成17年		平成18年		平成19年		平成20年		平成21年	
長崎県	-8,221	45位	-9,600	46位	-10,064	45位	-8,799	45位	-5,886	44位
福岡県	1,584	7位	3,122	6位	-2,125	15位	-3,286	25位	469	9位
愛知県	19,258	3位	20,999	3位	20,520	3位	18,391	4位	4,075	5位
東京都	86,562	1位	90,079	1位	94,500	1位	83,000	1位	56,220	1位

(注) 各年左列は各都県の人口転入超過数（単位：人）、マイナスは転出超過、右列は全都道府県順位（降順）

(出典) 総務省統計局「住民基本台帳人口移動報告 平成21年結果」〈<http://www.stat.go.jp/data/idou/2009np/kazu/index.htm>〉を基に筆者作成。

表7 合計特殊出生率の推移

	平成17年		平成18年		平成19年		平成20年	
長崎県	1.45	11位	1.49	9位	1.48	9位	1.50	10位
福岡県	1.26	36位	1.30	37位	1.34	30位	1.37	29位
愛知県	1.34	28位	1.36	24位	1.38	24位	1.43	17位
東京都	1.00	47位	1.02	47位	1.05	47位	1.09	47位

(注) 各年左列は各都県の合計特殊出生率、右列は全都道府県順位（降順）

(出典) 厚生労働省「人口動態統計」各年を基に筆者作成。

(13) 伊達木瀧之助「長崎県の人口と人口移動」『調査と研究』38(1), 2007.3, pp.9-10.

(14) 同上, pp.18-20.

(15) 長崎労働局職業安定課・長崎県雇用労政課「高校生の就職に関する意識調査の結果を発表いたします！」2008.9.8. 〈<http://www.pref.nagasaki.jp/koyo/news/20080922/index.html>〉

職相談会を開催しており、それに加え、労働局と合同で、県内の求人開拓に力を入れ、未内定者の希望とのマッチング作業を行っている。県の就職指導専門員等が面接指導、就職相談を通して、県内就職を希望する未内定者のニーズを把握し、未内定者の情報を早い段階からハローワークに提供し、ハローワークに配置された高卒就職ジョブサポーターが未内定者に対するきめ細かな職業相談や求人開拓などを実施し、就職促進を図っている。

(3) 産業育成による雇用創出

長崎県の長期総合計画「ながさき夢・元気づくりプラン⁽¹⁶⁾」(平成18年度～平成22年度)では、観光や企業誘致など産業振興・育成に力を入れており⁽¹⁷⁾、このプランの数値目標の1つとして、新規学卒者の県内就職率が掲げられている⁽¹⁸⁾。今年の卒業生は県外就職率よりも県内就職率が高くなっている(表5)が、これは、不況により県外の就職状況が悪化したために、相対的に県内の就職が多くなったものであり、実際には就職未内定卒業者が多数発生している模様である⁽¹⁹⁾。新規学卒者への就職支援と共に、継続して、地域の特色を活かした産業育成に力を入れていく必要がある。

2 年長フリーターなどの就職支援

長崎県が設置したジョブカフェ「フレッシュワーク」は個別カウンセリングや適職診断、面接やエントリーシートの指導など、学生やフリーターの就職支援に加え、在職者の転職支援を含む幅広い支援を行っている。

平成16年4月、長崎市に開設されたフレッシュワーク長崎は、平成21年9月までに延べで44,000人余の来所を受け、実数で約4,000人を就職決定に結び付ける実績を挙げている。当初、34歳以下の若者を対象としていたが、年長フリーターの増加に対応して、平成21年4月から39歳以下に対象年齢を引き上げた。県雇用労政課では、これまで行ってきた対策に加え、年長フリーターに特化したさらなる対策を検討している。

3 若年無業者支援

長崎県内の若年無業者⁽²⁰⁾数(表8)は8,600人(平成19年)で、15～34歳の人口に占める割合は全国3位となっている。ところが、平成19年4月に開設された長崎若者サポートステーションへの来所者数は累積でも898人であり、平成19年の若年無業者数の10.4%である(表9)。若年無業者の幅は広く、少しの支援ですぐに求職活動へ向かうことができる者もいれば、引きこもり状態が長年続いている者もいる。自ら支援を求めて来所することができる者ばかりではなく、保護者の力を借りてやっと来所できる者もいれば、保護者の支援があっても来所できない者や保護者の支援が得られない者もいる。

そのため、長崎若者サポートステーションでは、常設の拠点での相談支援に加え、電子メールによる相談や、離島や半島の公民館などに臨時の相談会場を設けての出張相談も行っており、また、家庭訪問やグループカウンセリングなど、積極的な支援を行っている。しかし、限られた資源で、出張先、訪問先での継続支援を

(16) 長崎県「ながさき夢・元気づくりプラン(長崎県長期総合計画 後期5か年計画)」

〈http://www.pref.nagasaki.jp/pref_plan/〉

(17) 柳沼倫彦「国頼みから地域自立へ 長崎『観光立県』の挑戦」『エコノミスト』2009.12.8, pp.80-81. 参照。

(18) 長崎県 前掲注(16), p.128. 〈http://www.pref.nagasaki.jp/pref_plan/08_suuchi_h200315.pdf〉ただし、当プランの数値目標の県内就職率(平成22年度:高卒65.0%、大卒50.0%)は文部科学省「学校基本調査」によるものであり、表5とは数値が異なり、比較の数値が高くなる。

(19) 「新規高卒者 1月末現在の県内就職率、県外上回る 景気悪化で求人が激減」『長崎新聞』2010.3.3.

(20) 若年無業者の定義は「15～34歳で家事も通学もしていない無業者のうち、①就業を希望している者のうち、求職活動をしていない者、②就業を希望していない者」であり、失業者(求職者)は含まれていない。

表8 若年無業者数・割合の推移

	平成14年			平成19年		
	人数	割合	順位	人数	割合	順位
長崎県	5,900人	1.7%	36位	8,600人	2.8%	3位
福岡県	31,700人	2.3%	9位	29,400人	2.3%	15位
愛知県	35,400人	1.7%	36位	33,500人	1.8%	32位
東京都	72,800人	2.0%	23位	60,800人	1.8%	32位

(注) 各年左列は各都県の若年無業者数、中列は各都県の15～34歳人口に占める割合、右列は割合の全都道府県順位(降順)
 (出典) 総務省統計局「雇用失業統計研究会関連資料(参考表) 都道府県別若年無業者数及び割合(就業構造基本調査-平成14年、19年)」〈<http://www.stat.go.jp/info/kenkyu/roudou/h20/zuhyou/sankohyo.xls>〉を基に筆者作成。

表9 長崎若者サポートステーションの初回来所者数の累積推移

	平成19年4月から 平成19年9月まで	同 平成20年3月まで	同 平成20年9月まで	同 平成21年3月まで	同 平成21年9月まで	同 平成22年3月まで
初回来所者数累積	101人	235人	366人	449人	640人	898人

(注) 平成21年4月以降は、新規開設された「若者サポートステーション佐世保」の来所者数を含む。
 (出典) 一般社団法人若者自立支援長崎ネットワーク提供のデータを基に筆者作成。

行うのは困難である上、どこにどのような若年無業者が存在するかを把握することは、個人情報保護の壁もあって難しい。

IV 支援機関の連携

1 若者自立支援民間ネットワーク

厚生労働省では、地方自治体との協働により、地域の若者支援機関からなるネットワークを構築するとともに、その拠点となる「地域若者サポートステーション」を設置し、専門的な相談やネットワークを活用した誘導など、多様な就労支援メニューを提供する地域若者サポートステーション事業を平成18年度から実施している⁽²¹⁾。長崎県でも、県の主導による若者支援ネットワークの構築・維持のため、長崎県産業労働部雇用労政課を事務局とする「長崎若者サポートステーション連携会議」(以下「サポステ連携会議」という)が設置され、また、民間の力を結集し連携して支援を行うため、長崎若者サポートステーション内に事務局を置く「若者自立支援民間ネットワーク会議」(以下「民間

ネットワーク」という)が設置されている。

サポステ連携会議は、長崎若者サポートステーションの運営を受託している一般社団法人若者自立支援長崎ネットワーク、長崎労働局職業安定課、フレッシュワーク(県が設置する若者就職支援施設)、県央保健所、県高校教育課および雇用労政課によって構成されている。民間ネットワークは、長崎若者サポートステーションが、関係する各種民間団体のほか、行政機関にもオブザーバ参加を呼び掛け、開催されている。具体的には次のような組織・団体に参加を呼び掛けている⁽²²⁾。

- ①若年無業者を持つ家族の集まりである各地の家族会、母の会、若年無業者当事者の会など
- ②フリースクール、フリースペース⁽²³⁾など
- ③長崎県教育センター、学校及びPTA・保護者会など
- ④企業・経済団体など
- ⑤青少年団体、自治会・民生委員など
- ⑥NPOやNGOなど
- ⑦保健所、精神保健福祉センター、市町村、長崎県、フレッシュワーク、長崎労働局、ハロー

(21) 厚生労働省『厚生労働白書』平成21年度版、2009.8、p.152。

(22) 長崎若者サポートステーション「若者自立支援民間ネットワーク会議次第」2007.7.17。

〈<http://nagasaki-saposute.com/minnkan%20networkekrenkei20071110.pdf>〉

(23) 学校以外の学びの場を提供するフリースクールと学校以外の居場所を提供することに主眼が置かれているフリースペースは、どちらも不登校児などを対象とした民間の施設である。

ワーク、ヤングハローワーク、雇用・能力開発機構長崎センターなどの関係行政機関など
⑧その他の関係団体、組織

若者の社会的自立には、多分野にまたがる総合的な支援が必要である。長崎若者サポートステーションは、長崎県庁だけでも、次世代育成の観点からこども政策局、就労支援の面から産業労働部雇用労政課、福祉の面から福祉保健部、教育・学校関係では教育委員会など、多くの部署と関わり、多方面と積極的な連携を図りながら若者自立支援を進めている。

2 学校との連携

Ⅲ 3で、支援対象である若年無業者の所在把握の難しさを指摘したが、若年無業者の把握のためには、学校との連携が重要である。不登校などを経験し、進路未決定のまま中学・高校を卒業する者や高校中退者は、若年無業者となるリスクが高く、学校を離籍後、学校による支援の手を離れ、そのまま社会からの支援が行き届かなくなる可能性が高い。学校は、誰が進路未決定者であり、高校中退者であるかを把握しているの、学校の支援の手を離れる前に、若者サポートステーションなどの支援機関に確実に引き継げば、若年無業者の発生を未然に防ぐことや若年無業者の所在を把握することが可能となる。

しかし、守秘義務や個人情報保護の制約などがあり、学校とのこうした連携はそれほど簡単ではない。個人情報の提供のためには、本人や保護者など当事者の同意を得る必要があるが、提供前の段階では、学校側が、当事者に説明をし、同意を得なければならない。学校が若者自立支援ネットワークの重要性を積極的に理解し、熱心に説明し、説得しなければ、当事者の不安感や不信感が払拭されず、同意は得にく

い。

学校側の守秘義務も、外部の支援機関への情報提供に対する抵抗感につながっている。子ども・若者育成支援推進法では、子ども・若者支援地域協議会の構成員に地方公務員の守秘義務違反を上回る罰則付きの秘密保持義務（I 3(2)参照）が定められている。この規定には、協議会への情報提供に対する学校や当事者の抵抗感を減ずる効果が期待される。

地方自治体において、首長の指揮命令が及ばない教育委員会が所管する教育事務に関しては、首長と教育委員会の連携が必ずしもうまくいかないことがあると指摘されている⁽²⁴⁾。首長部局が主導して若者自立支援ネットワークを構築しても、教育委員会の協力が得られなければ進路未決定者や高校中退者への支援は難しい。学校や教育委員会が積極的に若者自立支援ネットワークや子ども・若者支援地域協議会の一員となり、外部の支援機関との連携や情報交換を行うことが期待される⁽²⁵⁾。

V 人材の育成

1 ユースワーカー養成

子ども・若者育成支援推進法には、国と地方公共団体の努力義務として、適切な支援に必要な人材の養成が定められている（第18条）。若者自立支援ネットワークを有効に機能させるためには、ネットワークの核となる人材として、教育、福祉および雇用といった分野を超えた総合的な若者支援を行うユースワーカーを養成し、①施設・団体の中に限定されずに地域の中で働く専門職としてのユースワーカー、②若者支援機関の職員として働くユースワーカー、③ボランティアレベルのユースワーカー、のそれぞれを重層的に配置することが求められる⁽²⁶⁾。

⁽²⁴⁾ 「地方分権時代における教育委員会の在り方について（文部科学大臣諮問）」第38回中央教育審議会総会配付資料、2004.3.4.（http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/gijiroku/04030401/003.htm）

⁽²⁵⁾ 教育委員会が主導し、学校教育からの切れ目のない支援ネットワークを構築した先駆事例として、高知県の「若者はばたけネット」がある。内閣府『青少年の現状と施策：青少年白書』平成21年版、2009.7, pp.65-67.

ユースワーカーは、「青少年の人的発達・成長を支援する社会教育と、福祉的な課題解決を図るソーシャルワークを総合する仕事⁽²⁷⁾」(ユースワーク)を行う。それによって、支援対象となる若者の状態を的確に把握し、必要な支援を見極め、自ら支援を行いつつ、適切な支援機関に若者を橋渡しする役割を果たすことが期待される。

例えば、学校におけるユースワーカーとしては、ユースワークの理念を理解し、必要な知識や技術を習得した教員を、各学校に配置することが考えられる。その教員を外部の支援機関との連携の要として、外部の支援が必要な生徒を適切な支援機関に橋渡しする。同様に、養護教諭や学校カウンセラーなども、その役割を果たすことが可能である⁽²⁸⁾。

2 緊急雇用対策を活用した人材養成

平成 21 年度第 1 次補正予算により、雇用保険を受給できない失業者に訓練機会を提供し、訓練中の生活費として、月 10～12 万円を支給する緊急人材育成支援事業が行われている⁽²⁹⁾。

この事業による訓練分野の 1 つとして、社会的事業での就業、起業または経営参画する人材を育成する「社会的事業者等訓練コース」の認定も行われている⁽³⁰⁾。

一般社団法人若者自立支援長崎ネットワークは、平成 22 年 3 月から、「ヤングサポーター養成基礎科」として、「社会的事業者・NPO 事業又は若者支援に携わる関係分野の相談・支援機関の相談員」を養成する約 6 か月間の訓練コースを開設した⁽³¹⁾。平成 21 年 10 月に政府の緊急雇用対策本部が決定した緊急雇用対策においても、新たな雇用の場として、NPO などが参加する「社会的企業」が若者を雇用する「地域社会雇用創造」が緊急雇用創造の重点分野の 1 つとされ、特に、困難に直面する若者などを雇用に結びつける雇用支援分野での活用が目指されている⁽³²⁾。

おわりに

長崎若者サポートステーションを訪問した際、運営を受託している一般社団法人若者自立

(26) 水野篤夫・遠藤保子「ユースサービスの方法とユースワーカー養成のプログラム開発—ユースワーカー養成に関する研究会の議論から—」『立命館人間科学研究』14 号, 2007.3, pp.96-98. 参照。

(27) 武田るい子「子ども・家庭、若者自立支援の実践現場—北アイルランドの NPO とコミュニティセンター訪問から—」『月刊社会教育』648 号, 2009.10, pp.71-72.

(28) 兼職ではない専門職としては、学校ソーシャルワーカーの存在が参考になる。日本における学校ソーシャルワークは、昭和 25 年に初めて高知県で配置された福祉教員を萌芽とし、平成 20 年からは、文部科学省がスクールソーシャルワーカー活用事業を実施している。大崎広行「日本における学校ソーシャルワークの起源と今日的課題」『宮城学院女子大学発達科学研究』(9), 2009, pp.1-6.

(29) 厚生労働省「政策レポート 緊急人材育成支援事業について」2009.11.
〈<http://www.mhlw.go.jp/seisaku/2009/12/02.html>〉

(30) 中央職業能力開発協会「基金訓練の認定基準」2009.7.13 (達第 12 号), 2010.1.7 及び 2010.2.23 改正。
〈[http://www.ehdo.go.jp/hokkaido/kijyun\(220223\).pdf](http://www.ehdo.go.jp/hokkaido/kijyun(220223).pdf)〉「社会的事業」とは、社会教育の推進や子どもの健全育成など、特定非営利活動に相当する営利を目的としない社会性の高い事業である。

(31) 一般社団法人若者自立支援長崎ネットワーク「訓練生募集 基金訓練 ヤングサポーター養成基礎科」
〈http://www.wakamonojiritsu.com/kikinkunrenn_nagasaki.pdf〉；首都圏の若者自立塾の卒塾生が若者支援機関の有給スタッフとして働いている事例も参考になる。「若者自立塾 どこへゆく 事業廃止 一転衣替えへ」『日本経済新聞』2010.1.26, 夕刊。

(32) 緊急雇用対策本部「緊急雇用対策」2009.10.23. 〈<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kinkyukoyou/koyou/honbun.pdf>〉「社会的企業」とは「社会的課題の解決を目的とした収益事業に取り組むもの」であり、営利性を問わない点で「社会的事業」(前掲注⁽³⁰⁾)とは異なるが、類似した概念である。筆者が長崎で現地調査をしている時に、この対策が決定され、当日の長崎新聞に詳報された。「緊急雇用対策 困窮者支援を一本化 各界代表らで『戦略対話』」『長崎新聞』2009.10.23.

支援長崎ネットワークの浜民夫代表が述べられた「学校で失った希望を職業訓練で取り戻す」という言葉が印象に残っている。

子どもや若者の成長の場である学校が希望を失う場所になっているとすれば、これは非常に深刻な問題である。大卒や高卒であっても、既卒者の就職は、新卒での就職よりもはるかに困難である現状では、進路未決定のまま中学校を卒業した者や高校中退者など、中学卒業を最終学歴とする既卒者の就職が、より困難である

ことは言を俟たない。ひとたび学校で希望を失うと、再起が困難となってしまうのである。

困難を背負わされた若者を職業的自立へと導く新たな経路が必要である。浜代表は、希望を取り戻す場として職業訓練が有用であることを現場の実感として訴えていた。中卒者を対象とする新たな職業教育訓練の場を設けることに加え、そこへ導くきめ細かな支援が必要とされている。

(まつい ゆうじろう)